

家畜排せつ物の利用の促進を図るための意見交換会の概要 (第1回：畜産環境規制に関する現状と課題)

【日時】令和6年6月18日(火) 13:30~16:00

【場所】オンライン

【出席委員】松岡宏幸委員、石川貴泰委員、田尻一輝委員、宮竹史仁委員、
鈴木一好委員、中村寿男委員、重岡久美子特別委員、
長谷川輝明委員

【当省出席者】畜産局関村審議官、畜産振興課郷課長、山路補佐、夏目補佐ほか

〈概要〉

(農林水産省畜産局畜産振興課 夏目補佐より「畜産環境規制への対応に関する現状と課題」について説明。)

(公益社団法人におい・かおり環境協会 重岡委員による「悪臭に関する現状と課題点」の発表概要。詳細は資料4を参照。)

- ・ 悪臭苦情として住民が市役所等に申し立てをした際の対応では、約8割の苦情に対して行政指導が実施されていない。要因として、防疫上立入ができない、臭気発生源の特定が難しい、畜種や立地条件が農家によって異なり対処方法の水平展開が難しいといったことが挙げられ、自治体が直面する臭気対策の難しさがここにある。
- ・ 脱臭効果を実感できるレベルで臭気を減らす(臭気強度を1減らす)には、臭気濃度を10分の1にすることが必要。
- ・ 畜産農家は、畜舎、堆肥舎、保管施設など臭気発生源が複数あることから、それぞれの発生要因を洗い出しが重要。臭気対策においては、手っ取り早く安価なものに走らず、信頼できる技術情報を参考にすること。また、苦情を未然に防ぐため、地域住民との日頃からのコミュニケーションを大切にすることも重要。

(重岡委員の発表内容に対する主な質疑応答)

宮竹委員：3点質問がある。1つ目、苦情の申し立てについて、一つの農家に対し複数の人から苦情がくるのか、あるいは、特定の一人が複数の農家に苦情を出すのか。2つ目、苦情は畜産農家と住民のファーストコンタクトに齟齬が生じた場合に、こじれる例があると思うがどうか。3つ目、臭気は堆肥の攪拌時に発生することから夜中に機械攪拌するよう農家に対して指導しているが、有効性についてどう考えるか。

重岡委員：1つ目についてはどちらもあるが、近年は畜産団地として2~3戸集まっている農家に対して、2km程度先の住宅地から何人も苦情を入れるといった事例が増加しており、農場の大規模化も一つの原因とみている。

2つ目については、住民説明などの際、住民側の臭気を出してほしくないレベルと畜産

農家の臭気を出さないというレベルに齟齬がある場合などがある。郊外では都市部に比べ、空気の清浄さが異なるため、規制基準を下回るわずかな臭気でも苦情が発生してしまう可能性がある。

3つ目については、大気の大気逆転層が生じていない時であれば、夜中の住民が寝ている時間帯に機械攪拌を行うのは有効な対策であると考えられる。

鈴木委員：臭気の発生量や動態に季節性はあるのか。

重岡委員：臭気の発生は主に嫌気性発酵によるもので、夏は温度が高く、腐敗が進みやすいため、一般的に臭気が発生しやすい。ただし、真夏は窓を閉めてクーラーをつけることが多いため、住民が臭気を感じず苦情はあまり発生しない。クーラーをつけず窓開け換気を行っている家庭が多い6～8月における苦情の発生件数が多い。臭気の動態は湿度や温度による違いもあるが、特に風向きに注意が必要。

(有限会社石上ファーム 石川委員による「堆肥・液肥を利用した地域密着型養豚経営」の発表概要。詳細は資料5を参照。)

- ・ 石上ファームが位置する霞ヶ浦では、霞ヶ浦水質保全条例の規制下にあり、実質的に放流ができない地域であるため、豚のふん尿はすべて堆肥と液肥で流通させている。流通先を確保するため、良質堆肥生産のための堆肥舎の改築、マニユアスプレッダーの導入、液肥散布のためのバキュームダンパー車の導入、蒸発散施設の施工、地元スーパーでの液肥販売など様々なことに取り組んでいる。
- ・ 堆肥の有償化による滞留の不安もあったが、良質堆肥の生産により引き合いが増え、順調に販売できている。
- ・ 自社のほ場への液肥散布についても施肥基準の設定など厳しい管理が必要だが、溝を作り散布量を均一化するなど散布方法を工夫しながら対応している。
- ・ 放流ができない地域だからこそ、環境に配慮した養豚業、地域との繋がりを大切に、美味しく高品質な豚肉生産を心がけている。

(石川委員の発表内容に対する主な質疑応答)

宮竹委員：堆肥よりも液肥の処理が大変かと思うが、液肥は全量販売できているのか。

石川委員：液肥については、自作地で栽培する畑(約8ha)への散布が主で、その他液肥との相性が良いレンコン農家等に販売している。ただし、排水処理をしている養豚農家に比べ、散布する従業員の労力やバキュームカーの導入費を考えると、コスト面でかなりギャップがあると感じる。

(総合討論における主な意見)

～悪臭対策について～

- ・ 重岡委員の発表内容について、悪臭の苦情申し立てがあったもののうちの8割で行政指導が実施されていない理由として、環境部局から畜産部局に引き継いで終わりとなっている可能性がある。つまり、環境部局と畜産部局が連携できていないケースも少なくないと思われる。現行の基本方針に「畜産部局が指導した内容を環境部局に情報共有する」旨を追加してはどうか。(長谷川委員)
- ・ 熊本県では、苦情があった際、畜産部局と環境部局で情報共有することとしており、基本的に現場にも両部局で一緒に行く。(中村委員)
- ・ 畜産部局と環境部局の連携の成功事例として、人口減少によって下水道のキャパシティに余裕がある地域において、処理費用を養豚農家から徴収して下水道に流すことによって臭気対策となった事例がある。(重岡委員)
- ・ 北海道においては、民家が離れていることから、一般に悪臭苦情が発生しにくい。また、メタン発酵後の消化液は、臭いが大幅に減少するため、市街地に散布しても苦情が発生したことはない。(松岡委員)
- ・ 混住化が進んでいる地域においては、堆肥やスラリーを散布する時間帯や天候状況を意識するとよい。晴れた日の地面が温まった11時以降で、できるだけ早くすき込めば、臭気が上昇気流に乗って拡散するため、臭気の塊として市街地に流れ込むことが少なくなる。(重岡委員)

～排水対策について～

- ・ 現行の基本方針には、「排水規制に対応する施設を整備し、適切な管理を実施する」旨の記載がされているのみだが、もう少し踏み込んだ記載とすべきではないか。近年、BODバイオセンサーなどのIoT技術の開発も進んでおり、これらを活用することで管理の適正化に加えて、省力化・省エネを図ることができる。また、水質は目に見えず、農家段階では浄化処理施設が動いているか否か程度の確認しかできない。労力の確保にも懸念がある状況下において、浄化処理施設の専門業者など委託業者の活用も検討していく必要がある。活用頻度としては、自身の排水管理に加えて四半期に1回程度が現実的かと思う。(長谷川委員)
- ・ 酪農については、スラリー等を採草地にまき、そこから収穫された作物を飼料として利用することで循環ができる。ただし、地域によっては採草地を十分に確保できないところや液分を河川に放出することしかできないなど、浄化処理施設の設置が必要な場合があり、経営体に応じた対応が必要。(長谷川委員)

～適切な堆肥化や活用について～

- ・ 耕種農家の堆肥の利用において、ストック場所の確保が課題。耕種農家側は堆肥を使う期間が限られており、堆肥の保管等に係るコストなどを考えると、負担が大きいと感じる。（田尻委員）
- ・ （石上ファームでは）堆肥の有料化、値上げをしたが、マニユアスプレッダーや設備への投資を考えると回収しきれてはいない状況。一方、顧客の増加により堆肥の滞留はなく、精神衛生上非常によい。液肥についても運搬からバキュームによる散布まで行っているが、労力やコストの関係からこれ以上の手間をかけることは難しい。（石川委員）
- ・ 堆肥利用の懸念として、例えば、散布前に堆肥をほ場に一時的に置いているときに降雨により用水路に流入する等があり、法律上問題はなかったとしても、近隣住民に配慮すると堆肥利用に二の足を踏んでしまう。堆肥利用を進める上では、こうした点も考えていく必要がある。（田尻委員）
- ・ 今後、高齢化の進展や人員確保が困難になり、堆肥化のための労力確保はまず見込めないと考えられることから、堆肥化処理の全自動化について開発・普及している。全自動ロボットにより人材育成の手間の軽減や電気代の削減が可能。既存の堆肥舎に導入することも可能だが、建築費の高騰が大きな負担になっている。（宮竹委員）
- ・ 良質な堆肥は引き合いが強く、北海道の農家が本州から堆肥を買ってくる事例もあるため、うまく流通させるためのスキーム作りが重要。（宮竹委員）

（以上）